

議案第50号

山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月10日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市長等の給与に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（市長等の給料の特例）」を付し、同項ただし書中「平成26年4月1日から平成26年4月30日まで」を「令和2年4月1日から令和2年6月30日まで」に、「市長」を「市長及び副市長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 令和2年6月に支給する市長及び副市長の期末手当の算定の基礎となる給料月額については、前項ただし書の規定は適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

山陽小野田市長等の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(市長等の給料の特例)</u></p> <p>2 市長等の給料月額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、<u>令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間における市長及び副市長の給料月額</u>は、第4条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>3 <u>令和2年6月に支給する市長及び副市長の期末手当の算定の基礎となる給料月額については、前項ただし書の規定は適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(市長等の給料の特例)</u></p> <p>2 市長等の給料月額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、<u>平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間における市長の給料月額</u>は、第4条に規定する給料月額から当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。</p>